

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス単価改正等について

令和元年10月1日改正

【 改正点 】

介護予防訪問介護相当サービス

(1) 基本報酬について

区分	対象	単位		区分	対象	単位
週に1回程度	事業対象者・要支援1・2	1,168 単位/月	➡	週に1回程度	事業対象者・要支援1・2	1,172 単位/月
週に2回程度	事業対象者・要支援1・2	2,335 単位/月		週に2回程度	事業対象者・要支援1・2	2,342 単位/月
週2回を超える程度	事業対象者・要支援2	3,704 単位/月		週2回を超える程度	事業対象者・要支援2	3,715 単位/月

(2) 介護職員等特定処遇改善加算の新設について

現行	改定後
なし	介護職員等特定処遇改善加算 (I) 所定単位 × 63 / 1000
	介護職員等特定処遇改善加算 (II) 所定単位 × 42 / 1000
	※介護職員処遇改善加算 (I) から (III) を算定していること等が必要。(I) の算定にあたっては、対象事業所が併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算 (I) または (II) を算定していることを要件とする。

介護予防通所介護相当サービス

(1) 基本報酬について

対象	単位		対象	単位
事業対象者・ 要支援1	1,647 単位/月	→	事業対象者・ 要支援1	1,655 単位/月
事業対象者・ 要支援2	3,377 単位/月		事業対象者・ 要支援2	3,393 単位/月

(2) 介護職員等特定処遇改善加算の新設について

現行	改定後
なし	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位 × 12 / 1000
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位 × 10 / 1000
	※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定していること等が必要。（Ⅰ）の算定にあたっては、対象事業所がサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していることを要件とする。